

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成19年2月9日付け山口刑企第30号で行った公文書の部分開示決定について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

- 110番（署通報）受理用紙のうち、
 - 受理欄の時刻
 - 件名欄の右端
 - 届出（受信）内容欄のうち、発生日時欄
 - 通報者欄のうち、関係者欄
 - 出勤状況欄のうち、措置欄

第2 審査請求に至る経過

1 本件諮問事案に係る公文書の開示請求

審査請求人は、平成19年1月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「平成 年 月 日に 警察署で取り扱った変死（以下「本件事案」という。）のことがわかる文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件諮問事案に係る実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「当直日誌（平成 年 月 日分）」及び「110番（署通報）受理用紙」の2件の公文書（以下、両方の公文書を併せて「本件公文書」という。）を特定し、平成19年2月9日付け山口刑企第30号で公文書の部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 本件処分の具体的な決定内容

本件処分の書類ごとの開示をしない部分及び開示をしない理由は、別紙1のとおりである。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成19年4月2日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非開示とした部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 担当刑事が「遺体に人の手が加わった跡がないから事件ではない」と言ったのに情報公開条例第2号、4号、6号で開示できないのは何故か。遺品や車をすぐに返してくれた。事件として捜査したのなら、どのように捜査がなされたかすべてが知りたい。

(2) 実施機関の理由説明に対する意見

通報者、担当した警察官など個人に関する情報であるから開示できないという理由は理解できる。

しかし、と は母子として密接な関係にあり、社会通念上一般人と同等に扱われるべきではない。 の亡き今、警察が保有する個人情報全てを（未処理のものも含め） が知る権利があり、改めて、先に請求した文書以外、本人が請求して開示できるものは全て開示請求したい。 の死が警察が事件ではない事故か自殺と認定した理由を納得するのに必要である2007年2月19日、成人個人情報の親の開示請求を認めた、愛知県個人情報保護審議会の例がある。

公文書開示請求をしたのは、担当刑事が矛盾ある発言をし、 の件がどう扱われているのか疑問を持ったからである。事件として捜査されたために、開示できないなら、捜査が不十分であると思う。事故、自殺なら、開示できる部分がもっとあるはずではないか。

担当刑事は 年 月 日に「事件ではない」との発言をしており、「被疑者等事件関係者が情報を入手した場合、証拠隠滅を図る恐れがある」ということは被疑者が存在する事になる。刑事の言うように事件でないなら被疑者は存在せず、非開示の理由にはならないのではないだろうか。

非開示の理由が、 が変死体で発見されたので刑事訴訟法に基づく扱いが為された為に困るものだろうか。事件として捜査された案件が、結果事件でなかったとしても、情報公開されないのだろうか。

担当刑事の発言からは調査が正確にされておらず、初動捜査が不十分であったのではないかと推測する。

また生活安全課、刑事課、 、交通課、鑑識等の連絡が十分なされておらず真実解明を困難にした。

警察の捜査に対する疑問と、担当刑事の不適切な言動により遺族の心が傷ついたことを述べる場ではないかもしれないが、非開示について意見を提出する上で避けて通れないので、あえてここに記す。また、他にそれを訴える場があるなら御教示いただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 非開示とした理由

(1) 当直日誌（平成 年 月 日分）

ア 条例第11条第2号該当（個人情報）

（ア） 当直日誌は、警察署に勤務する刑事当直勤務員が、当直勤務時に認知した事案の概要等が記載されている。非開示とした部分に記載されている情報には、個別の事件又は事案関係者の本籍、住所、氏名、生年月日等と概要が記載されており、特定の個人を識別でき、又は日時等他の情報と照合することにより、特定の個人を推測、識別されうる情報が記載されており、条例第11条第2号の個人情報と認められる。

（イ） 勤務員の氏名について、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、条例第11条第2号二の公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号、以下「公安委員会規則」という。）に該当するものである。

イ 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

非開示とした部分には、当直勤務中に認知した事案の概要のほかに特定の事件名、具体的な犯行の手段、方法等が記載されており、同部分を開示することにより、

捜査の進捗状況を推測されるおそれがあり、被疑者等が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある

各事件又は事案に対する警察の対応状況、具体的な捜査手法が明らかになり、犯罪を企図する者においては、対抗措置や防衛措置を講じられるおそれがある

など、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第4号の犯罪捜査等情報に該当すると認められる。

ウ 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

非開示とした部分には、警察業務における被害者、その他関係者に関する記載があり、同部分を開示することにより、今後の警察と協力者等との関係に支障を

来し、以後の情報提供や協力が得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第6号の行政運営情報に該当すると認められる。

(2) 110番(署通報)受理用紙

ア 決裁欄の印影

条例第11条第2号該当(個人情報)

警部補以下の階級にある警察官の氏名については、公安委員会規則に該当する。

イ 取扱者の欄

同上

ウ 受理の欄

条例第11条第4号該当(犯罪捜査等情報)

受理時間については、本事案の端緒となる情報を入手した時間であり、受理時間と「出勤状況」中の「現着」「備考」欄の情報を開示すれば、両情報の照合により、警察捜査の能力、処理能力等が明らかになることにより、犯罪企図者において対抗措置を講じられるおそれがあるなど今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪捜査等情報に該当すると認められる。

エ 件名の欄

(ア) 条例第11条第4号該当(犯罪捜査等情報)

件名欄については、事案の具体的な事実が記載された部分であり、件名と「届出(受信)内容」中の「発生場所」を開示すれば、両情報の照合により、本事案における遺体発見場所等を容易に推測することが可能となり、被疑者等事件関係者が情報を入手した場合、証拠隠滅等を図るおそれがある。

さらに、「出勤状況」中の「現着」「備考」の情報を照合すれば、警察捜査の能力、処理能力が明らかになることにより、犯罪企図者において、対抗措置を講じられるおそれがあるなど捜査に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪捜査等情報に該当するものと認められる。

(イ) 条例第11条第6号該当(行政運営情報)

通報者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、通報者から、今後の警察業務にかかる協力が得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、行政運営情報に該当すると認められる。

オ 件名の欄の右端

条例第11条第4号該当(犯罪捜査等情報)

警察に対する110番通報等に対する措置状況、つまりは、警察における犯罪捜査の具体的手段及び方法が記載されていることから、犯罪企図者において、對抗措置、防衛措置を講じられるおそれがあることなどから、犯罪捜査等情報に該当すると認められる。

カ 「届出（受信）内容」中の発生日時、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く）の各欄

（ア） 条例第11条第2号該当（個人情報）

非開示とした部分に記載されている情報には、通報者の勤務先、氏名等特定の個人を識別できる個人に関する情報が存在することから、個人情報に該当するものと認められる。

（イ） 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

犯罪捜査における、具体的な事案が記載された部分であり、開示することにより、警察の捜査着手等を推測されるおそれがあり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれがあることから、犯罪捜査等情報に該当するものと認められる。

（ウ） 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

通報者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、通報者から今後の警察業務に係る協力が得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、行政運営情報に該当するものと認められる。

キ 「届出（受信）内容」中の事案の概要欄の（受）と記載された部分

条例第11条第2号該当（個人情報）

警部補以下の階級にある警察官の氏名については、公安委員会規則に該当する。

ク 通報者の欄

（ア） 条例第11条第2号該当（個人情報）

非開示とした部分に記載されている情報には、通報者を識別できる個人に関する情報が存在することから、個人情報に該当すると認められる。

（イ） 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

非開示部分を開示することにより、通報者が明らかになることから、今後の警察業務に係る協力が得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、行政運営情報に該当するものと認められる。

ケ 「出勤状況」中の現着、備考、措置の欄

条例第 11 条第 4 号該当（犯罪捜査等情報）

警察に対する 110 番通報等に対する警察捜査の能力、処理能力等が明らかになるほか、警察における犯罪捜査の具体的手段及び方法が記載されていることから、犯罪企図者において対抗措置を講じられるおそれがあることなどから、犯罪捜査等情報に該当するものと認められる。

コ 事案の処理状況の欄

(ア) 条例第 11 条第 2 号該当（個人情報）

非開示とした部分に個人そのものを特定する情報ではないものの、他の情報と複合することにより、特定の個人が識別される又は識別しうる情報が記載されていることから、個人情報に該当するものと認められる。

(イ) 条例第 11 条第 4 号該当（犯罪捜査等情報）

警察が認知した、具体的な事案の事実等が記載されており、開示することにより、警察の捜査の進捗状況を推測されるおそれがあり、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等を企てるおそれがあることから、犯罪捜査等情報に該当するものと認められる。

(ウ) 条例第 11 条第 6 号該当（行政運営情報）

通報者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、通報者から今後の警察業務に係る協力が得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、行政運営情報に該当するものと認められる。

2 実施機関としての意見

条例による公文書の開示、非開示の判断は、請求人が本件事案の関係者かどうかにかかわらず、一律的な対応が求められており、開示請求を求める文書に関して、何らかの関係があっても、本件公文書の開示、非開示の判断については、一般人が請求したと同様に取扱わなければならないものである。

また、前述のとおり、当該公文書には、個人を識別又は識別しうる情報、死者に関する情報、犯罪捜査等の公共安全と秩序の維持に関する情報、通報者の情報が記載されていることから、開示することはできない。

第 5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書のうち、当直日誌（平成 年 月 日分）は、警察署に勤務する刑事当直勤務員が平成 年 月 日の当直勤務時に認知した事案の概要等につ

いて記載したものの、110番（署通報）受理用紙は、同署に勤務する地域課員及び一般当直勤務員が住民からの110番あるいは警察署への通報（署通報）の内容及び通報に対する一連の処理経過等を明らかにするために記録したものであり、いずれも実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いる文書として当該実施機関が保有していることから、本件公文書は、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

なお、当直日誌（平成 年 月 日分）には、警察署の刑事当直勤務員が、当直勤務時に認知した複数の事案（以下「認知事案」という。本件事案は認知事案のうちの一つである。）について記載されており、実施機関はそれらの事案を含めて本件処分を行っている。

これは、条例が開示請求の対象を「公文書」としていることから、当直日誌（平成 年 月 日分）については、本件事案が記録されている部分のみが開示請求の対象となるのではなく、当該公文書（当直日誌（平成 年 月 日分））全体がその対象となるものとして、実施機関が本件処分を行っているものと認められる。

また、本件事案に関しては、本件公文書のほかに、検視（見分）結果報告書、検視（見分）記録、死体及び所持金品引取書、死体検案書、電話録取書、死体発見速報及び検視調書が作成されているが、本件公文書以外は、いずれも刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当することから、条例第3条の規定により、本件公文書以外の公文書の開示については、条例が適用されないものである。

2 開示請求者について

審査請求人は、公文書に記載されている情報と審査請求人は密接な関係にあり、社会通念上一般人と同等に扱われるべきではないと述べているが、情報公開制度においては、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めていることから、実施機関が非開示事項に該当するかどうかを判断するに当たっては、開示を求める目的、公文書に記録されている情報と請求者の関係の有無等、開示の請求者の属性に関することは斟酌できないものと考えられるべきである。

したがって、実施機関が開示請求に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるというこ

とはないのである。

3 条例第11条第2号の該当性について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに掲げる「イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」、及び「ニ 公務員等の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの（当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。）」については、開示することとなっている。

なお、「公安委員会規則で定める警察職員」については、公安委員会規則により、警部補以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員で係長の職以下の職にあるものとされている。

(2) 本件公文書について

当直日誌（平成 年 月 日分）

ア 勤務員欄

勤務員欄には、警察署の刑事当直勤務員の氏名が記載されており、当該情報はいずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、当該情報はいずれも公安委員会規則に定める警察官のものであると認められ、同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

イ 取扱事項欄の取扱日時以外の部分

取扱事項欄の取扱日時以外の部分には、認知事案に係る被害者等の住所、氏名、年齢等が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合されることにより識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、当該情報は同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

110番（署通報）受理用紙

ア 決裁欄のうち、係長（当直主任）欄

決裁欄のうち、係長（当直主任）欄には、係長（当直主任）の印影が記載されており、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、当該情報は公安委員会規則に定める警察官のものであると認められ、同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

イ 決裁欄のうち、取扱者欄

決裁欄のうち、取扱者欄には、警察官の氏名が記載されており、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、当該情報は公安委員会規則に定める警察官のものであると認められ、同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

ウ 届出（受信）内容欄のうち、発生日時欄

届出（受信）内容欄のうち、発生日時欄には、届出に係る事案の発生日時を記載するようあらかじめ刷り込んであるが、当該欄に発生日時は記載されていない。したがって、実施機関が主張するような個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められない。

エ 届出（受信）内容欄のうち、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く。）の各欄

届出（受信）内容欄のうち、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く。）の各欄には、発見者又は通報者個人に関する情報及び発見者又は通報者が発した情報が記載されており、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合されることにより識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

オ 届出（受信）内容欄のうち、事案の概要欄の（受）と記載された部分

届出（受信）内容欄のうち、事案の概要欄の（受）と記載された部分には、

署通報を受理した警察官の氏名が記載されており、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第 11 条第 2 号本文に該当する。また、当該情報は公安員会規則に定める警察官のものであると認められ、同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

カ 通報者欄のうち、住所、電話の各欄

通報者欄のうち、住所、電話の各欄には当該事案を通報した者の氏名、電話番号等が記載されており、当該情報はいずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第 11 条第 2 号本文に該当する。また、当該情報は同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

キ 通報者欄のうち、関係者欄

通報者欄のうち、関係者欄には、通報者と事案関係者との間柄を示す区分を選択するようあらかじめ刷り込んであるが、このいずれの区分に該当するかわかる記載はない。また、当該区分は通常推測することのできる内容であると認められる。したがって、実施機関の主張するような個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められない。

ク 事案の処理状況欄

事案の処理状況欄には、死者に関する情報が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、他の情報と照合されることによって特定の個人が識別され得るものであり、条例第 11 条第 2 号本文に該当する。また、当該情報は同号イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

4 条例第 11 条第 4 号の該当性について

(1) 条例第 11 条第 4 号について

条例第 11 条は、同条第 4 号に規定する、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を開示しないことができるとしている。

本号について、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断などの特殊性があることから、司法審査の場においては、実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合

理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するとどまるものであることを明確にしたものと解される。

このため、当審査会は司法審査機関ではないが、上記の考え方に基づき本号該当性を判断することとした。

(2) 本件公文書について

当直日誌（平成 年 月 日分）

取扱事項欄の取扱日時以外の部分

取扱事項欄の取扱日時以外の部分には、認知事案に係る件名、発生日時、発生場所、状況等が記載されており、これらが開示された場合、認知事案に係る捜査の進捗状況等警察の捜査活動が明らかになるおそれは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報（以下「相当の理由がある情報」という。）として非開示としたことは妥当である。

110番（署通報）受理用紙

ア 受理欄

受理欄には、署通報を受理した日時が記載されている。非開示とされた部分は署通報を受理した時刻であるが、当該時刻は、当直日誌の取扱事項欄に記載されているもののうち、本件事案の認知時刻として開示されているものである。また、当該時刻が開示されたとしても、出勤状況欄のうち、現着、備考の各欄が非開示とされれば、実施機関が主張するような警察捜査の能力、処理能力等が明らかになることにより、犯罪企図者において対抗措置を講じられる等のおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえない。したがって、当該時刻は開示すべきである。

イ 件名欄

件名欄には、事案の具体的な事実を示す情報が記載されており、これが開示された場合、他の情報と照合されることにより、本件事案における遺体発見場所等を容易に推測することが可能となり、被疑者等事件関係者が情報を入手した場合、証拠隠滅等を図るおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 件名欄の右端

件名欄の右端には、署通報に対する措置状況を示すための区分があらかじめ刷り込んであるが、このいずれが措置されたのかがわかる記載はない。また、当該区分は通常推測することのできる内容であると認められる。したがって、

実施機関の主張するような犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 届出（受信）内容欄のうち、発生日時欄

3（2）ウのとおり、当該欄に発生日時の記載はないため、実施機関の主張するような犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはなく、相当の理由がある情報とは認められない。

オ 届出（受信）内容欄のうち、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く。）の各欄

届出（受信）内容欄のうち、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く。）の各欄には、通報者から発せられた事案の発生場所や現場の状況等捜査の端緒となる情報が記載されており、これが開示された場合、捜査の着手など警察の捜査活動が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 出動状況欄のうち、現着、備考の各欄

出動状況欄のうち、現着欄には現場到着時間が、備考欄には、到着に要した時間が記載されており、これらが開示された場合、警察の捜査能力や処理能力が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

キ 出動状況欄のうち、措置欄

出動状況欄のうち、措置欄には、出動後行った措置の区分を選択するようあらかじめ刷り込んであるが、このいずれが措置されたのかがわかる記載はない。また、当該区分は通常推測することのできる内容であると認められる。したがって、実施機関の主張するような犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

ク 事案の処理状況欄

事案の処理状況欄には、警察が認知した具体的な事案の事実が記載されており、これが開示された場合、捜査の進捗状況など警察の捜査活動が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

5 条例第11条第6号の該当性について

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、同条6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監

査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

当直日誌（平成 年 月 日分）

取扱事項欄の取扱日時以外の部分

取扱事項欄の取扱日時以外の部分には、認知事案に係る状況等が記載されており、これが開示された場合、今後、被害者等と警察との関係に支障を来し、以後、被害者等から協力が得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、非開示としたことは妥当である。

110番（署通報）受理用紙

ア 件名欄

件名欄には、通報者からの情報が記載されており、これが開示された場合、通報者から今後の警察業務に係る協力を得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に著しい支障を及ぼすものと認められ、非開示としたことは妥当である。

イ 届出（受信）内容欄のうち、発生日時欄

3（2）ウのとおり、当該欄に発生日時の記載はないため、実施機関の主張するような公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれはない。したがって、3（2）ウ及び4（2）エを併せて判断すると、当該発生日時欄は開示すべきである。

ウ 届出（受信）内容欄のうち、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く。）の各欄

届出（受信）内容欄のうち、発生場所、事案の概要（（受）と記載された部分を除く。）の各欄には、発見者又は通報者個人に関する情報及び発見者又は通報者が発した情報が記載されており、これらが開示された場合、発見者又は通報者から今後の警察業務に係る協力を得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に著しい支障を及ぼすものと認められ、非開示としたことは妥当である。

エ 通報者欄のうち、住所、電話の各欄

3（2）カのとおり、当該事案を通報した者の氏名、電話番号等が記載されており、これらが開示された場合、通報者から今後の警察業務に係る協力を得られなくなるなど、公正かつ円滑な警察活動に著しい支障を及ぼすものと認

められ、非開示としたことは妥当である。

オ 通報者欄のうち、関係者欄

3(2) キのとおり、通報者と事案関係者との間柄を示す区分がわかる記載はなく、また、当該区分は通常推測することのできる内容であると認められる。したがって、これが開示された場合、実施機関が主張するような公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれは認められない。

よって、3(2) キを併せて判断すると、当該関係者欄は開示すべきである。

カ 事案の処理状況欄

事案の処理状況欄には、死者に関する情報及び警察が通報者からの情報と併せて認知した具体的な事案の事実が記載されている。当該情報は警察の対応及び確認事項を取りまとめたものであって、当該情報を開示することにより、通報者から今後の警察業務に係る協力を得られなくなるものとは認められず、実施機関が主張するような公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれは認められない。

6 まとめ

- (1) 以上の理由から、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。
- (2) なお、山口県の情報公開制度等の運用に当たり、実施機関において留意すべき点があるので、審査会として、次のとおり意見を付しておく。

ア 本件請求に係る審査請求人の死亡した子に関する情報について、実施機関は本件事案の今後の進展等を鑑みて、犯罪捜査等情報として非開示とすべき部分があると判断しているものであり、当審査会としても、開示すべきとした部分以外に係る実施機関の犯罪捜査等情報の判断は妥当と認める。

しかしながら、当該情報は審査請求人の個人情報と認められることから、実施機関においては、審査請求人の心情にも配慮しながら、審査請求人に対する当該個人情報の取扱いについて、適切な対応がなされる必要がある。

イ 実施機関は、本件請求に対して、本件公文書のほかに、条例第3条の規定により本条例が適用されない公文書6件（検視（見分）結果報告書、検視（見分）記録、死体及び所持金品引取書、死体検案書、電話録取書、死体発見速報）を対象公文書として特定し、「開示請求のあった文書が複数の所属等に関連しており、関連所属の意見を徴して、開示情報該当性の判断を行うのに相当の期間を要するため」として、開示をするかどうかを決定する期間の延長を行っている。

しかしながら、実施機関が部分開示決定した公文書は、警察署が保管する

本件公文書のみであることから、実施機関においては、対象公文書の特定及び開示するかどうかの判断を、適切かつ迅速に行う必要があったものとする。

(3) その他

審査請求人は意見書で実施機関の捜査に対する疑問等を述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

第6 審査会の審査経過等

別紙2のとおり(省略)

別紙 1

開示をしない部分及び開示をしない理由

1 当直日誌（平成 年 月 日分）

開示をしない部分	開示をしない理由
勤務員	情報公開条例第 11 条第 2 号 公安委員会規則に定める警察職員の氏名であるため
取扱事項欄の取扱時間以外の部分	情報公開条例第 11 条第 2 号 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため 情報公開条例第 11 条第 4 号 犯罪捜査の具体的手段・方法等に関する情報が記載された部分であり、開示することにより、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 情報公開条例第 11 条第 6 号 開示することにより、警察業務に係る協力者その他関係者からの協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にし、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため

2 110 番（署通報）受理用紙

開示をしない部分	開示をしない理由
決裁欄の印影	情報公開条例第 11 条第 2 号 公安委員会規則に定める警察職員の氏名及び印影であるため
取扱者の欄	
受理の欄	情報公開条例第 11 条第 4 号 犯罪捜査の具体的手段方法、着眼に関する情報が記載された部分であり、開示することにより、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
件名の欄	情報公開条例第 11 条第 4 号 犯罪捜査の具体的手段・方法等に関する情報が記載された部分であり、開示することにより、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 情報公開条例第 11 条第 6 号

		届出者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、警察業務に係る協力者その他関係者からの協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にし、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため
	件名の欄の右端	情報公開条例第11条第4号 犯罪捜査の具体的手段方法に関する情報が記載された部分であり、開示することにより、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
届 出 (受 信) 内 容	発生日時、発生場所、事案の概要((受)と記載された部分を除く)の各欄	情報公開条例第11条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため 情報公開条例第11条第4号 犯罪捜査の具体的手段方法、着眼に関する情報が記載された部分であり、開示することにより、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 情報公開条例第11条第6号 届出者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、警察業務に係る協力者その他関係者からの協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にし、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため
	事案の概要欄の(受)と記載された部分	情報公開条例第11条第2号 公安委員会規則に定める警察職員の氏名であるため
	通報者の欄	情報公開条例第11条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため 情報公開条例第11条第6号 届出者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、警察業務に係る協力者その他関係者からの協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にし、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため
出 動 状 況	現着、備考、措置の欄	情報公開条例第11条第4号 犯罪捜査の具体的手段方法等に関する情報が記載されており、これを開示することにより、警察の捜査能力、処理能力等が明らかになり、犯罪捜査その他公共安全と秩序の維持に支障

	を及ぼすおそれがあるため
事案の処理状況の欄	<p>情報公開条例第 11 条第 2 号 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため</p> <p>情報公開条例第 11 条第 4 号 犯罪捜査の具体的手段方法、着眼に関する情報が記載された部分であり、開示することにより、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>情報公開条例第 11 条第 6 号 届出者からの情報が記載された部分であり、開示することにより、警察業務に係る協力者その他関係者からの協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にし、公正かつ円滑な警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため</p>